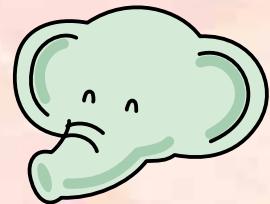


本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.453

平成27年9月14日発行

Contents

1 ジェネリック医薬品は家計節減の特効薬です！	2
2 9月に標準報酬の定時決定が行われます	2
3 年金に関する保険料率・徴収方法が変わります	3
4 共済組合のお仕事紹介	3
5 こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください！	4,5
6 組合員証等の返却	4
7 平成27年度 被扶養者の資格確認	6
8 検診費等助成金送金スケジュールに関するお知らせ	6
9 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行	7
10 団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ	7
11 データヘルス計画がスタートします	8
12 メンタルヘルス セルフケアシリーズ～第1回～	9
13 特定保健指導を実施しています	10
14 コナミスポーツクラブ・あなたに合ったペースを選べる料金プラン	10
15 特定健診受診券の有効期限等	11
16 「医療費のお知らせ」を送付します	11
17 共済年金は厚生年金に統一されます～直前総まとめ～	12～15
18 第三者の加害による傷病で保険診療を受ける場合はご連絡ください	16
19 整骨院等で受けられた施術内容について照会状をお送りしています	16
20 海外療養費の請求について	16

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間：午前9時～午後6時
(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)
※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

③ ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

各種手続方法等をご覧いただけます。
また、組合員の皆さまの声を募集しておりますので、
お気軽にお寄せください。

ジェネリック医薬品は家計節減の特効薬です!

► ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許期間が切れた後、他のメーカーにより製造され、厳しい審査により先発医薬品と同等の有効成分で安全性が認められている安価な後発医薬品のことです。

► ジェネリック医薬品のメリット

① 皆さまの医療費の自己負担が軽減されます!

- ・開発期間が短く済むため、先発医薬品より安価です。
- ・中には5割以上安いものもあり、慢性疾患・長期服用の方は恩恵大!

② 皆さまの共済掛金の引き上げ抑止に繋がります!

- ・共済組合負担分の医療費も軽減されるためです。

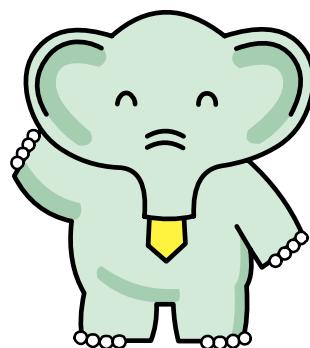
③ 飲みやすさが改善されているお薬も!

- ・味・形状を変えることで、飲みやすくなったり薬が多いのが特徴です。

ジェネリック医薬品への切り替えを検討する場合は、医師や薬剤師に価格、効能、副作用等について、よくご相談ください。

今や『お薬は自分で選べる時代』と言われています。

利用できるお薬を賢く選択することで、家計の負担を軽減しましょう!



《給付担当》

9月に標準報酬の定時決定が行われます

► 定時決定とは

共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。



次の人はその年の定時決定は行われません。

- ・6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
- ・7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われた方

Q1 4月に支給される6か月分の通勤手当は、どうなるの?

A1 当該支給額を支給月数で除して1か月分にしたうえで4月、5月及び6月の給与に加えて計算されます。

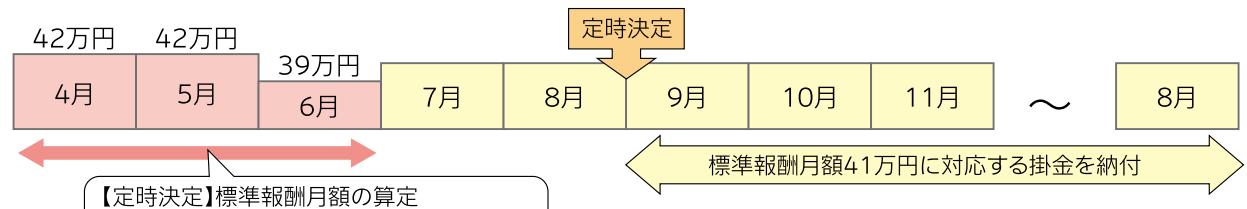
Q2 定時決定は、何を基に算出されるの?

A2 基本給、諸手当等のすべてが含まれます。なお、支給回数が年3回以下の手当は、定時決定の算定には含まれません。

► 適用期間

定時決定は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。

ご自身の定時決定の額は、給与支給明細書に記載の適用年月及び標準報酬月額を確認してください。



《標準報酬・任継担当》

年金に関する保険料率・徴収方法が変わります

被用者年金制度の一元化等により、平成27年9月以降の保険料率や徴収方法が変わります。

現行	平成27年9月	平成27年10月～
8.462% (長期掛金)	8.639% (長期掛金)	9.389% (厚生年金保険料: 8.639%) (退職等年金掛金:※上限 0.750%)

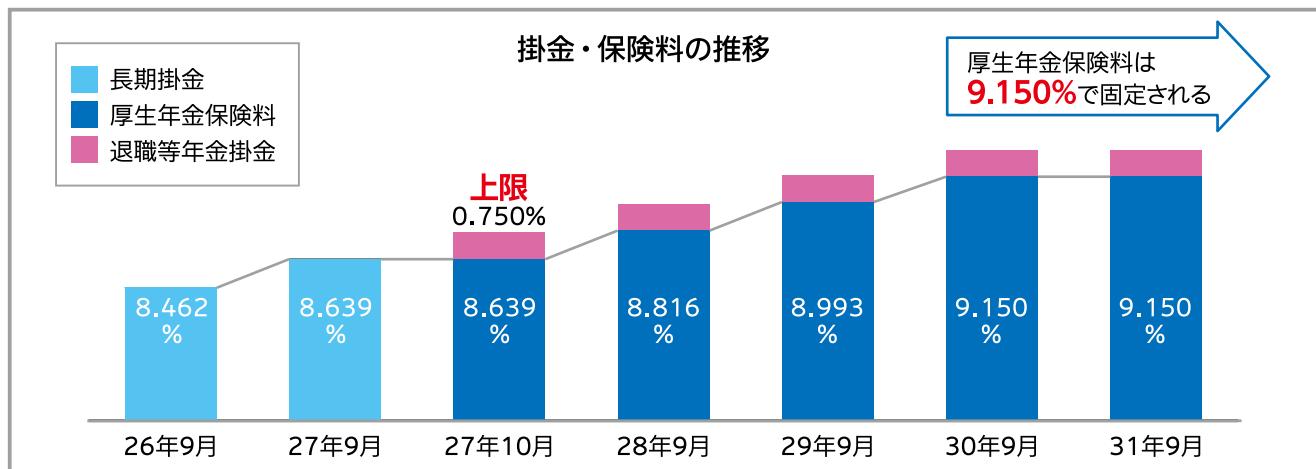
※正式な掛金率が確定次第、改めてHP等によりお知らせします。

①平成27年9月に長期掛金率が変わります。

保険料率は、毎年9月に0.177%ずつ引き上げられ、平成30年9月までに厚生年金と同じ率(9.150%)となるように段階的に引き上げられます。

②平成27年10月から「長期掛金」の名称は「厚生年金保険料」となり、職域部分の廃止に伴う新たな制度「年金払い退職給付」に係る退職等年金掛金の徴収が始まります。

平成27年10月から「長期掛金」は「厚生年金保険料」と名称が変わります。また、現行の職域部分の給付に要する費用は「長期掛金」の一部として徴収されてきたところですが、平成27年10月からは、「厚生年金保険料」とは別に新たな「退職等年金掛金」の徴収が始まります。



《標準報酬・任継担当》

共済組合のお仕事紹介

～第4回 標準報酬・任継担当～

日本郵政グループに入社すると、その日から、日本郵政共済組合の組合員となります。

標準報酬・任継担当では、組合員の皆さまの基本情報を管理するとともに、掛金の収納や任意継続組合員の加入に関する事務を行っています。

日々、組合員の皆さまの大切な個人情報を取り扱っておりますので、プライバシーマーク認定事業者として、個人情報の適切な保護と取扱いを徹底し、信頼度と満足度の向上に取り組んでまいります。



こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください!

▶ 被扶養者資格の取得・喪失には手続が必要です。

組合員が扶養している家族は、被扶養者の認定手続をしないと被扶養者証(保険証)は発行されません。

また、被扶養者の要件を喪失した場合には、認定取消し手続をしないと被扶養者としての資格喪失は自動的には行われません(組合員自身の資格喪失時を除きます。)。

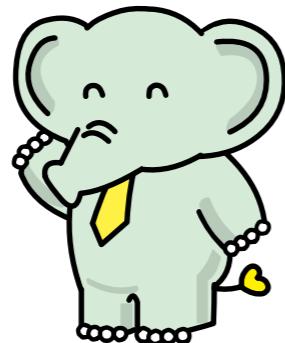
▶ こんなときには手続を!

右表の事例が生じた場合には、必ず被扶養者申告書及び確認資料を提出して手続を行ってください。

(注1)被扶養者申告書だけでは被扶養者の認定又は認定取消しの受付はできません。右表の事実を確認できる資料及び認定の場合は認定要件を満たすことを確認できる公的な確認資料(住民票、所得証明書等)を必ず添付してください。詳細についてはコールセンターへ照会、又はホームページを参照してください。

(注2)20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は被扶養者申告書及び確認資料と併せて国民年金第3号被保険者(3号該当)届、認定取消しの場合は国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届等も提出してください。

認定は事実発生日の翌日から必ず
30日以内、認定取消しは事実発生日から速やかに手続してね!



ゆうぞうからの
お願い

組合員証等の返却

組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合は、組合員証・被扶養者証を速やかに共済センターへ返却してください。

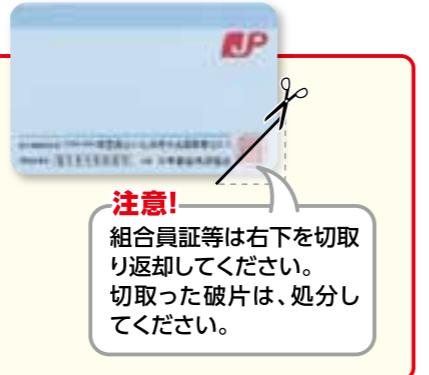
主な事由

組合員本人

- ・退職した場合
- ・短時間勤務職となった場合
- ・高齢再雇用短時間勤務Ⅰ型社員又はⅡ型社員となった場合
- ・任意継続組合員に加入し、任意継続組合員証が発行された場合

被扶養者

- ・認定取消となった場合



詳細については下記ホームページを確認してください

日本郵政共済組合ホームページ ➡ 手続きガイド ➡ 共済組合員証について
➡ 共済組合員証の取り扱い

《被扶養者担当》

こんなとき	確認事項(確認資料例)	
	認定手続	認定取消し手続
採用時に扶養家族がいる	生計同一であること、収入を確認できる資料(例:住民票、所得証明書等)	
結婚又は離婚した	結婚(離婚)日、収入を確認できる資料(例:婚姻(離婚)届受理証明書、所得証明書等)	離婚(結婚)日を確認できる資料(例:離婚(婚姻)届受理証明書等)
出生又は死亡した	出生日を確認できる資料(例:住民票等)	死亡日を確認できる資料(例:死亡診断書等)
同居又は別居した	同居を確認できる資料(例:住民票)	別居を確認できる資料(例:住民票又は住民票除票)
扶養替	扶養替する理由が確認できる資料(例:収入逆転の時は夫婦の前年分源泉徴収票等)	扶養替する理由が確認できる資料(例:収入逆転の時は同月の給与明細書等)
収入が増減した	減少(収入が限度額※未満)を確認できる資料(例:様式「給与等証明書[認定用]」等) ※限度額:月額108,334円／年額130万円 60歳以上の公的年金受給者及び障害年金受給者は月額150,000円／年額180万円	増加(収入が限度額※以上)を確認できる資料(例:様式「給与等証明書[取消用]」等)
就職又は退職した	退職日を確認できる資料(例:辞令又は離職票等)	就職日を確認できる資料(例:辞令又は健康保険証等)
他の社会保険に加入又は資格喪失した	他の社会保険の資格喪失した日を確認できる資料(例:前健保の資格喪失証明書)	他の社会保険に加入した日を確認できる資料(例:健康保険証等)
扶養家族が自立した		自立を確認できる資料(例:所得証明書、様式「給与等証明書[取消用]」、事実申立書等)
雇用保険の受給開始又は受給終了となった	受給終了(日額3,612円以上)を確認できる資料(例:雇用保険受給資格者証(全ページ))	受給開始(日額3,612円以上)を確認できる資料(例:雇用保険受給資格者証(全ページ))
自営業を開廃業した	廃業を確認できる資料(例:廃業届、直近の確定申告書)	開業等を確認できる資料(例:開業届、契約書(開店日が分かるもの)等)
障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した		後期高齢者医療制度へ加入したことを確認できる資料(例:後期高齢者医療受給者証※) ※満75歳に達した場合は確認資料不要

《被扶養者担当》

平成27年度 被扶養者の資格確認

共済センターでは毎年10月に
「被扶養者の資格確認」を実施しています。

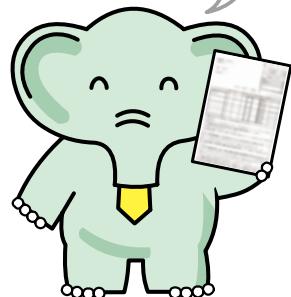
これは被扶養者の方が引き続きその資格があるかどうかを法令に基づき、確認するものです。

「被扶養者の資格確認」は、被扶養者の要件を満たしていることを証明する資料を「共済組合員調書」に添付して、組合員自ら申告していただきます。

継続して保険診療及び給付や助成を受けていただくためにも、必ず期限までに提出してください。

※共済組合員調書は9月頃発送します。

対象の方には
書類をお届けします。



資料提出の対象となる方は？

- ① 日本郵政共済組合の認定を受けている被扶養者で
かつ
- ② 扶養手当を受給していない被扶養者(※)の方が対象です。

※各会社の扶養手当と共済組合の被扶養者の認定要件はほぼ同様であることから、会社から扶養手当の対象となっている被扶養者については、資格確認の手続を省略しています。

提出期限：平成27年10月31日(土)消印有効



被扶養者の要件を
欠いていたら、
すぐに認定取消の手続を！

資料を揃えた結果、収入限度額を超過していた場合など被扶養者の要件を欠いている場合は、速やかに「**被扶養者申告書**」及び確認資料(P5参照)を共済センターへ提出してください。

注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は現在お持ちの被扶養者証が無効となる場合がありますので、提出期限を厳守していただきますよう重ねてお願いします。



《被扶養者担当》

検診費等助成金送金スケジュールに関するお知らせ

人間ドック、がん検診及び脳ドックの検診費等助成金の送金について、平成27年10月20日及び平成28年1月20日送金予定日に係る当共済センターへの当該請求書到着期限を通常25日から、下記のとおり変更させていただきますので、ご了承ください。

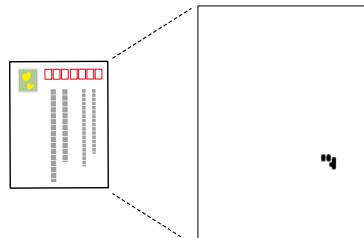
平成27年10月20日送金：平成27年 9月18日到着分まで
平成28年 1月20日送金：平成27年12月15日到着分まで

《助成担当》

住宅貸付金の年末残高等証明書の発行

▶ 年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、
平成27年9月下旬から10月上旬にご住所あて送付します。

- 年末調整等の手続に必要になりますので、手続されるまで大切に保管してください。
- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書

発行対象者および注意事項

①	発行対象者	次の①及び②のいずれにも該当する方 ①平成12年1月～平成13年6月、平成17年1月～平成27年8月の間に住宅貸付を受けた方 ②弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付を受けた方 ※発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、年末残高等証明書発行申請書を共済センターに送付してください。
②	再発行	原則として再発行はできません。 やむを得ず再発行を希望する場合は、共済センターにご相談ください。
③	年明けに 発行となる方	次に該当する方には、平成28年1月下旬から2月上旬に発送します。 ・平成27年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方 ・平成27年9月～平成27年12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方
④	平成12年及び 平成17年に 住宅貸付を受けた方	平成19年以前に住宅貸付を受けた方は居住開始年月日が不明のため、平成12年及び平成17年に住宅貸付を受けた方も発行対象としています。 ただし、特別控除は居住の用に供した日を基準として適用されますので、平成12年または平成17年に居住を開始した方は控除期間が過ぎていることにご注意ください。

《貸付担当》

団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ

本年度も多数のお申込みをいただき誠にありがとうございました。

★ 新規加入及び口数変更された方へのご案内

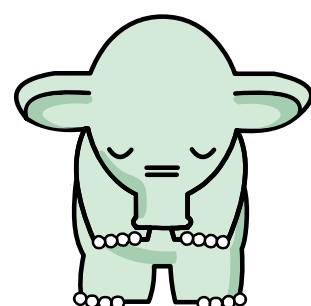
新規加入された方には「ご加入のお知らせ」を11月頃、組合員本人のご住所に送付します。

なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は平成28年1月の給与から控除開始となります。

★ 一時積増を申し込まれた方へのご案内

平成28年1月末頃、申し込まれた方のご住所に払込取扱票を送付しますので、期限内に払込み願います。

※金額変更及び取りやめをする場合は、「みらい」担当へご連絡ください。



《みらい担当》

データヘルス計画がスタートします

▶はじめに

当共済組合では、これまで組合員の皆さまの健康維持・健康増進のため、様々な保健事業に取り組んでまいりましたが、より効率的かつ効果的な保健事業を展開していくため、このたび、特定健康診査やレセプト等のデータ分析を行い、当共済組合における健康課題を洗い出し、その解決に向けた取組みとして、データヘルス計画を取りまとめたところです。

データヘルス計画は、現在、國の方針として、すべての健康保険組合で推進(平成25年6月、「日本再興戦略」において、健保組合における「データヘルス計画の作成・実施」等を閣議決定)されていますが、当共済組合においても、今後、組合員の皆さまの健康づくりに役立つ情報提供や健康増進活動を積極的に推進していく予定としています。

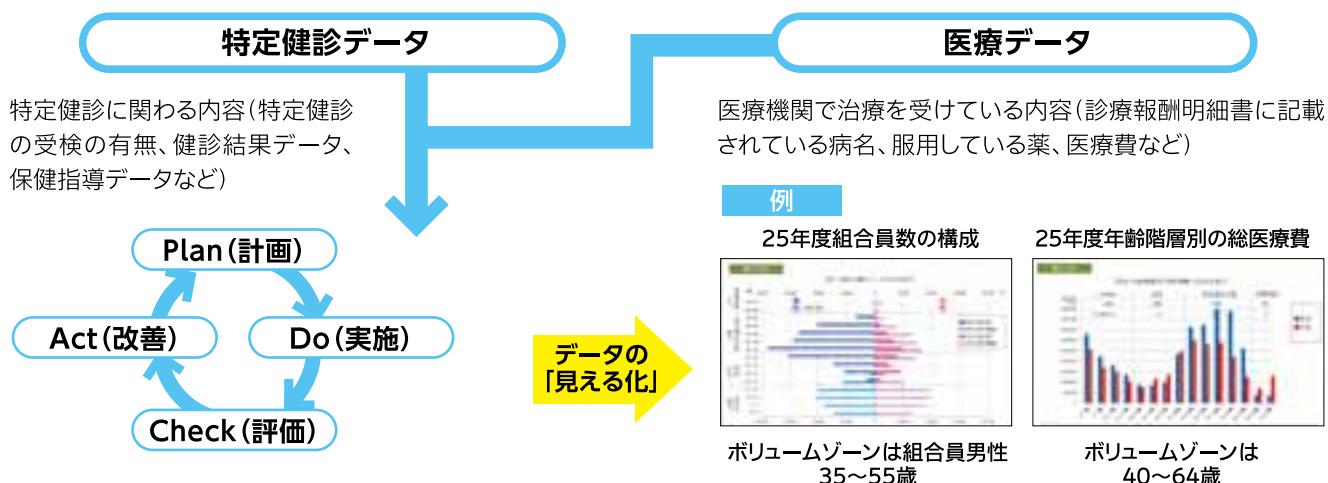
そこで、これから3回にわたり、当共済組合におけるデータヘルス計画の概要を「ゆうせい共済」等で分かりやすくお知らせしていきます。

まず、第1回は「データヘルス計画とは?」について解説します。

第1回	第2回	第3回
データヘルス計画とは?	医療費分析・ 健康リスクの現況・課題等	当組合の データヘルス計画(概要)

▶データヘルス計画とは?

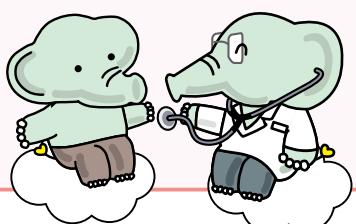
当共済組合は、特定健診データ(40歳以上)、医療データ等を活用して、組合員及び被扶養者の健康リスクを把握し、改善に向けた事業計画を立案(P l a n(計画))の上、実施(D o)します。さらに、実施した成果を評価(C h e c k)の上、次年度の取組みに向けて修正(A c t(改善))します。



▶もっと知りたい!Q&A

Q1 データヘルスで、何かよくなることがあるんですか?

A1 健康課題が「見える化」し、効率的・効果的に保健事業を実施できるようになります。



Q2 特定健診データや医療データを使うようですが、通院していることを他の人に知られてしまう可能性がありますか?

A2 匿名化して集計していますので、本人の同意なくデータが漏れることはありません。

ただし、組合員の特定健診データについては高齢者の医療の確保に関する法律に基づき労働安全衛生法による定期健康診断の結果を特定健診の結果に振り替えていますので、事業所と共有しています。

《助成担当》

メンタルヘルス セルフケア シリーズ～第1回～

▶ストレスに気づこう!(いつもと違う自分に気づく)

監修 日本郵政株式会社 メンタルヘルス支援センター

ストレスによる症状は、さまざまな出来事がきっかけとなって引き起こされます。あなたの身のまわりにストレス要因がないか、気がつかないうちにストレスに対する反応が出ていないかを確認しましょう。

★こんなこと、ありませんか?

【職場で】

1. 人間関係のトラブル

上司や部下との対立、セクハラ、パワハラなど

2. 役割・地位の変化

昇進・昇格・配置転換・出向など

3. 仕事の質・量の変化

長時間労働や人事異動、トラブルの発生など

4. 重い責任の発生

仕事上の事故や失敗

【職場以外で】

1. 自分の出来事

病気や家庭不和、人とのトラブル、事故や災害など

2. 自分以外の出来事

家族・親族・友人の死や病気・非行など

3. 住環境や生活の変化

単身赴任、転居・騒音など

4. 金銭問題

多額の借金・ローン、収入減など

★ストレスに対する反応

ストレスが大きくなると、心やからだ、日常の行動面に変化があらわれます。そのような症状は、数日で消えるものですが、7～10日以上続いた場合、いつもと違う状態ととらえます。

心理的側面 ゆううつ、意欲の低下、イライラ、緊張、不安など

身体的側面 不眠、食欲不振、血圧の上昇、吐き気、胃痛、倦怠感、首や肩のこり、動悸・息切れ、下痢・便秘、など

行動的側面 作業効率の低下、アルコール量の増加、過食、拒食など



★ストレスへの対処法

次号において、具体的な対処方法についてお知らせします。

メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」(日本郵政共済組合)

日本郵政共済組合では、共済組合員及びその被扶養者の皆さんに対して、悩みや不安、心配事などメンタルヘルスに関するあらゆる問題について、専門家(臨床心理士等)が相談に応じる「心の健康電話相談」をご提供しています。

ご利用できる方	共済組合員及びその被扶養者
ご相談対応者	部外専門機関のカウンセラー
受付時間	24時間・年中無休
電話番号	フリーダイヤル 0120-84-5225 0120-36-2772 0120-53-0110 (※通話料・相談料無料)
医療機関のご案内	電話相談の内容や事情によっては医療機関等をご案内します。

《助成(本部)担当》

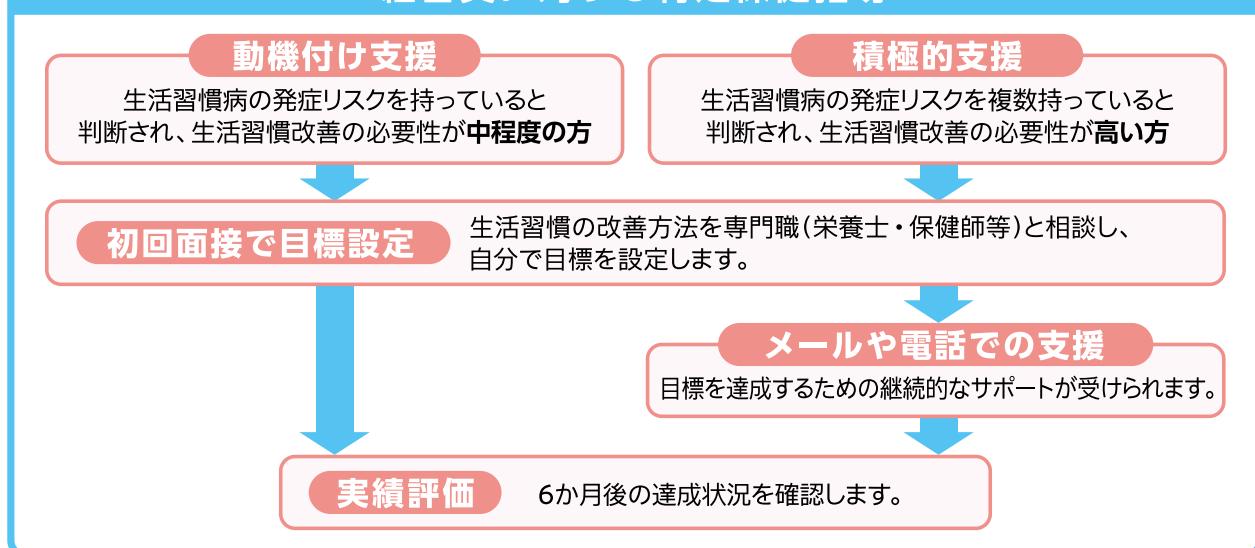
特定保健指導を実施しています

特定保健指導は、生活習慣病の発症リスクが高い方に対し実施します。特定保健指導の利用は、強制ではありませんが、健康の維持・増進に役立つものですので、積極的にご利用ください。

●組合員本人

- ・組合員に対する特定保健指導については、外部業者(株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア)へ委託し実施しています。
- ・定期健康診断の結果、特定保健指導の対象となった方には、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアから所属事業所の所属長等を通じて文書で通知されます。
- ・利用料は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

組合員に対する特定保健指導



ポイント

動機付け支援及び積極的支援の取組期間中は、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアの専門職による電話相談(通話料無料)を利用することができます。

●被扶養者及び任意継続組合員

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった方には、8月以降共済センターから特定保健指導利用券とお知らせ等をお送りしています。同封されている実施機関一覧表の中や、最寄りの医療機関へご照会の上、希望する実施機関へ予約し、特定保健指導をご利用ください。

《助成担当》

コナミスポーツクラブ あなたに合ったペースを選べる料金プラン

KONAMI SPORTS CLUB

通える回数に合わせてプランをお選びいただけます。
ペースが変わっても、毎月プランの見直しができるから安心です。

2015年5月1日より開始 都度利用料制

まずは週1
(月4回まで)

月々 4,752円(税込)~

しっかり週2
(月8回まで)

月々 6,480円(税込)~

たっぷり週3
(月12回まで)

月々 8,748円(税込)~

好きなだけ回数プラス
(回数制限無し)

月々 9,072円(税込)~

気軽に都度利用(A)
(1回毎のお支払い)
※グランサイズ施設は対象外

1回 864~2,808円(税込)

施設・料金等の詳細はお電話、またはホームページからお問い合わせください。

0120-919-573

受付時間 平日 9:00~19:00
土・日祝日 10:00~18:00

○ホームページ

コナミスポーツクラブ 法人会員

検索

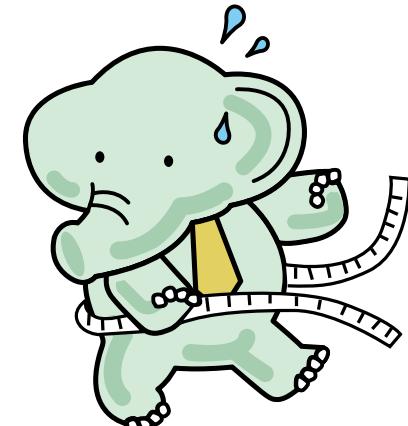
で今すぐ検索!!

特定健診受診券の有効期限等

本年6月～7月頃、今年度満40歳から74歳の被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者の方に対して、無料の「特定健康診査(※1)受診券」(以下「受診券」といいます。)を組合員の自宅あてに郵送しています。

受診券の有効期限(※2)は**平成28年3月31日まで**ですが、**早め(年内)**に受診しますと、受診結果(生活習慣病のリスクがある方に限ります。)に応じて、さらに無料で医師や保健師などの専門家から生活習慣病の改善のサポート(特定保健指導)を受けることができます。

また、受診券を使って人間ドックを受検すると、特定健診の費用分を窓口で割引(※3)を受けられる場合があります。併せて、任意継続組合員人間ドック又は被扶養配偶者ドックの助成(※4)を受けられる場合があります。この機会に健診機関へ予約し、受診しましょう!



- ※1 特定健康診査とは、糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診プログラムです。
- ※2 75歳に達する方は、誕生日の前日まで受診可能です。
- ※3 詳細はホームページの「手続きガイド」>「特定健康診査(メタボ健診)等」>「27年度特定健康診査(メタボ健診)・特定保健指導の実施について」をご覧ください。
- ※4 詳細はホームページの「手続きガイド」>「人間ドック等」>「人間ドック、がん検診及び脳ドック助成」をご覧ください。

《助成担当》

「医療費のお知らせ」を送付します

対象の組合員及び被扶養者の医療費等を、世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」はがきを、10月下旬以降、組合員本人のご住所あてに送付します。

1 目的 皆さまが受診されている医療費の額を認識いただくとともに、医療費の適正化(医療機関からの不正請求の抑止)に資するため。

身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。

2 対象 **平成27年4月～5月**に保険医療機関等で受診したもの。

ただし、以下の受診は「医療費のお知らせ」はがきの送付対象外です。

- ①任意継続組合員世帯の受診
- ②一部公費助成を受けての受診
- ③一部の疾病に係る受診
- ④一部の医療機関での受診
- ⑤組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診

3 掲載内容 ①受診者名 ②受診年月 ③診療区分(入院・外来等の別) ④医療機関名 ⑤診療日数
⑥総医療費10割(自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した額)

4 その他 ・「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
・「医療費のお知らせ」の再発行はできません。

5 送付停止をご希望の方 「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合等が生じる場合は、**平成27年9月30日(水)までに**コールセンターまで申し出てください。
被扶養者の皆さまの医療費情報等を、組合員本人にまとめてお知らせする際の個人情報の取扱いについては、共済組合ホームページをご覧ください。

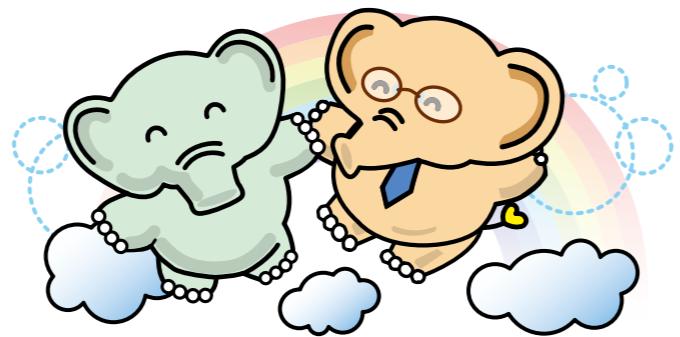
《給付担当》

共済年金は厚生年金に統一されます～直前総まとめ～

いよいよ平成27年10月1日から、被用者年金制度の一元化が実施されます。

現在の「共済年金」は「厚生年金」に統一され、組合員の皆さまも「厚生年金」に加入することになります。

今回は年金一元化を目前に控え、主な変更点をまとめてお知らせします。



「共済年金」は「厚生年金」へ

平成27年10月1日より、民間企業等で勤務している人が加入する「厚生年金」と、官公庁・郵政グループ等で勤務している人が加入する「共済年金」が統一され(図1)、組合員の皆さまは、「第2号厚生年金被保険者」となります(図2)。

図1

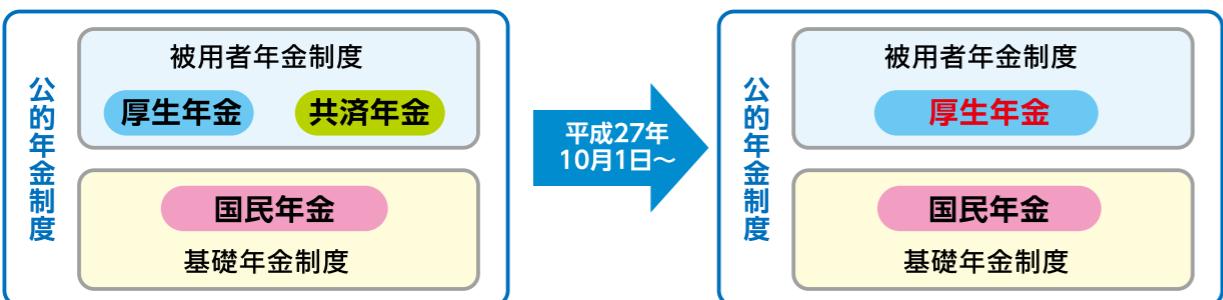
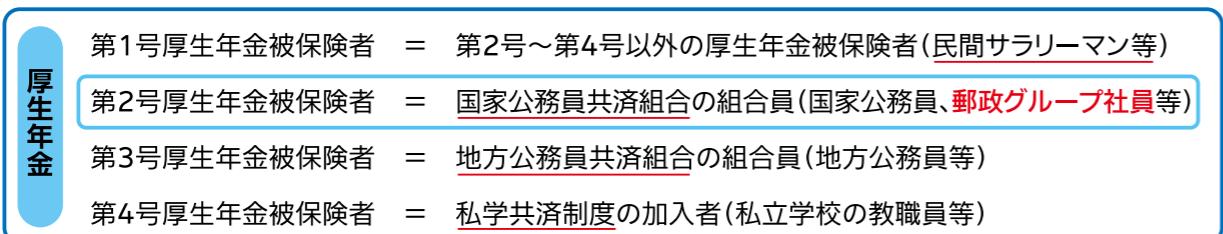


図2



「厚生年金」制度と「共済年金」制度の違いの解消

「厚生年金」と「共済年金」には、制度上異なっている部分がありますが、基本的に「厚生年金」に揃えられます。ここでは、組合員の皆さまの中で該当する方が多いと思われる制度の変更を、2点お知らせします。

① 障害共済年金や障害厚生年金を、在職中でも受給することができるようになります。

障害共済年金の受給権者が在職している場合は、原則として障害共済年金は支給停止となります。厚生年金にはこのような支給停止制度がないため、一元化後は、今後障害厚生年金として決定される方はもとより、既に障害共済年金が決定している方につきましても、在職中であっても、障害年金を受給できるようになります。

ただし、組合員として在職中の場合は、職域部分(経過的職域加算額)の支給は停止されます。

② 在職支給停止制度の基準が変更になります。

現在

加入制度で、支給停止基準が異なります。

A 共済組合員として勤務している場合
(高齢再雇用フルタイム勤務社員など)

賃金+年金>月28万円
年金の一部又は全部を支給停止

B A以外の厚生年金被保険者

賃金+年金>月47万円
年金の一部又は全部を支給停止

平成27年10月1日以降

年齢で、支給停止基準が異なります。

65歳未満

※65歳未満でBに該当する方について
は、一元化後、年金受給額が減少する
ことがあります(配慮措置が政令で定められる予定です)。

65歳以上

「職域部分」の廃止と「年金払い退職給付」の創設

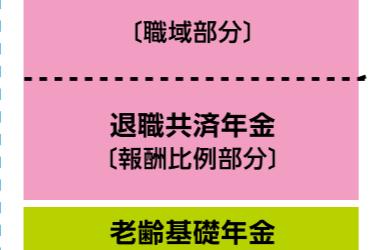
現在の共済年金は、国民年金(基礎年金)・共済年金・職域部分に分かれていますが、一元化後は、共済年金独自の制度である職域部分が廃止され、「年金払い退職給付(法律上は「退職等年金給付」といいます)」制度が始まります。

なお、平成27年10月1日より前に年金受給権を有する方・共済年金の加入期間がある方については、一元化後も、平成27年9月30日までの共済年金の加入期間に応じた「職域部分(以下、「経過的職域加算額」といいます)」が支給されるため、一元化前から引き続き郵政グループで勤務されている方が、一元化後に退職し、年金請求されるときには、一元化前までの加入期間に基づく「経過的職域加算額」と、一元化後の加入期間に基づく「年金払い退職給付」の両方が支給されることになります。



現在の年金給付

平成27年9月30日までに受給権が発生する方



平成27年10月1日以降の年金給付

平成27年9月30日までの共済年金の加入期間と平成27年10月1日以後の厚生年金の加入期間の両方を有する方



平成27年10月1日以後の厚生年金の加入期間のみを有する方



「年金払い退職給付」とは?

平成27年9月30日までの共済年金の加入期間と平成27年10月1日以後の厚生年金の加入期間の両方を有する方

【現行の職域部分(経過的職域加算額)】

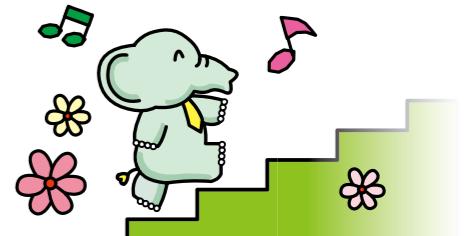
終身年金

【経過的職域加算額】

年金払い退職給付

老齡厚生年金

老齡基礎年金



【年金払い退職給付】

有期年金

終身年金

年金払い退職給付の半分は有期年金、半分は終身年金となります。

支給開始年齢は、原則65歳からとなります。繰上げ・繰下げ支給制度もあります。

有期年金の受給期間は、20年・10年・一時金受給から選択可能です。

原則、受給期間は20年ですが、ご本人の申し出により、受給期間を短縮して10年にしたり、所定の要件を満たした場合、年金として受給せずに一時金として受給することが可能です。

年金受給者が亡くなった場合は、終身年金部分は終了します。

有期年金で、まだ受給していない部分がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

業務上の負傷や病気が原因で、障害の状態になった場合や死亡した場合は、公務障害年金・公務遺族年金が支給されます。

「個人勘定残高通知」が発行されます。

年金払い退職給付の額を算定する基礎となる給付算定基礎額(組合員の皆さまの標準報酬(保険料などを計算する基準となる、給与・賞与の標準額)などを基に計算された額)と、その給付算定基礎額を算定する基礎となった標準報酬などが、毎年6月に通知されます。

共済年金は厚生年金に統一されます～直前総まとめ～

ワンストップサービスがスタートします

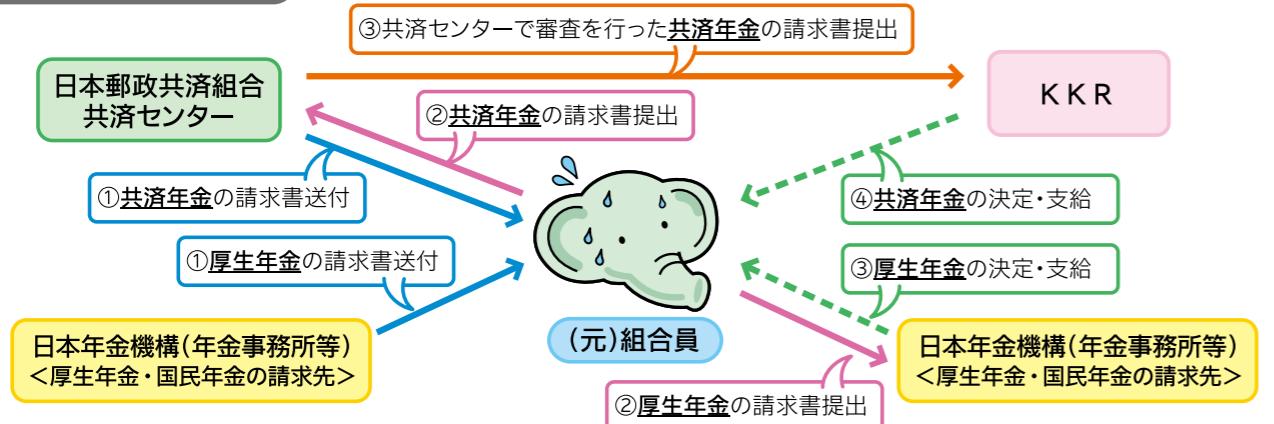
これまで、民間企業の加入期間にかかる年金請求は日本年金機構(お近くの年金事務所)で、共済組合の加入期間にかかる年金請求は共済組合で、それを行っていただく必要がありました。平成27年10月1日以降は、いずれかの窓口に1通提出すれば、ご自身の加入記録に基づいて実施機関間で連携し、それぞれ年金決定を行って、証書発送・年金支給を行います。

障害厚生年金の請求、年金払い退職給付の請求及び平成27年9月30日までに受給権が発生する方の年金請求など、ワンストップサービスの対象外となる場合があります。

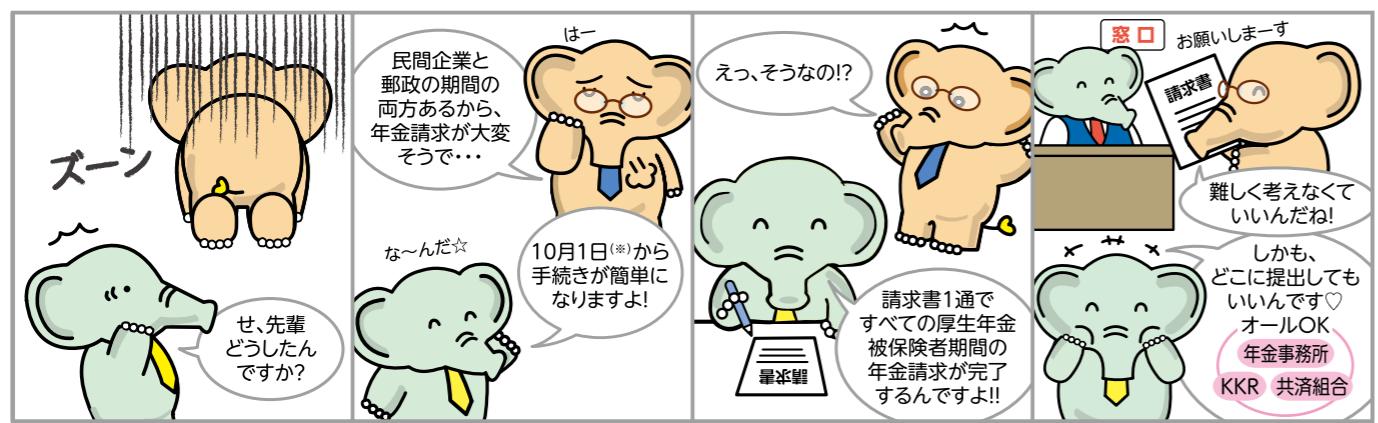
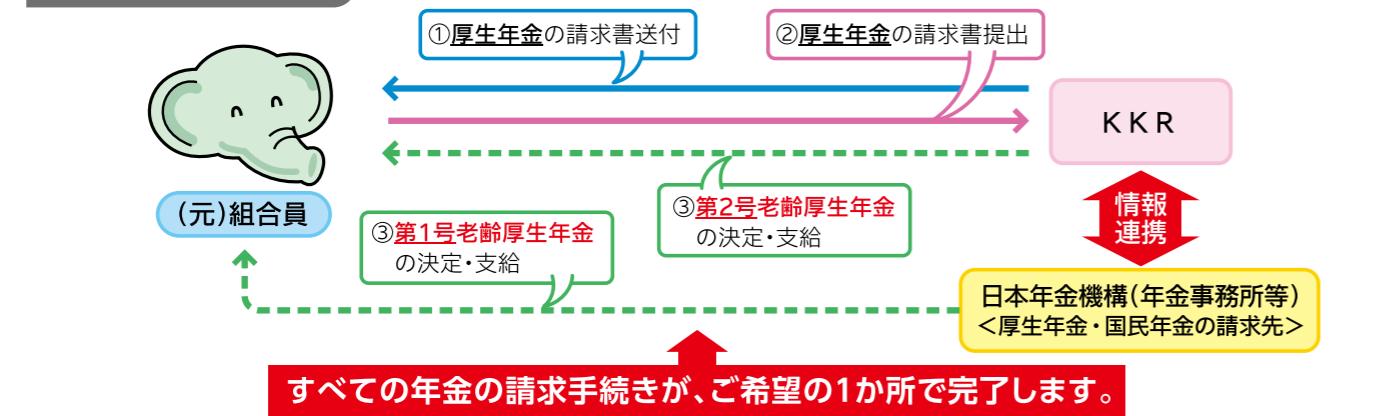
(例)郵政共済及び厚生年金の加入期間を有する方で、請求手続きを国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」といいます)で行う場合

※日本年金機構、日本郵政共済組合 共済センターでも、請求手続きは可能です。

現在



平成27年10月1日以降



※平成27年10月以降に、老齢厚生年金の受給権が発生する方(昭和29年10月2日以降生の方)

年金請求書が事前にご自宅に送付されます

組合員及びご退職者の皆様まで、一元化後に「老齢厚生年金」の受給権が発生する方には、事前に「老齢厚生年金」の請求書が送付されるようになります。



送付対象者	平成28年2月以降に受給権が発生する方(昭和30年2月2日以降生の方) 公的年金制度への加入期間が25年以上であることが確認できている方
送付時期	受給権発生の <u>3か月前</u>
送付元(提出先)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受給権発生の<u>4か月前</u>に加入している厚生年金の実施機関 ■ 受給権発生の4か月前に、厚生年金に加入していないときは、<u>最後に加入していた厚生年金の実施機関</u>(※1)(※2)

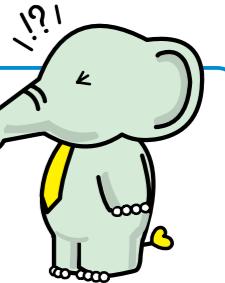
※1 最後に加入していたのが郵政共済の方(郵政を最後に退職した方)については、KKRからご自宅へ直接、請求書が送付されます。
※2 在職中の組合員については、請求書の提出先は、原則、日本郵政共済組合 共済センターとなります。KKRへ提出することもできます。

なお、平成27年10月から平成28年1月に受給権が発生する方(昭和29年10月2日～昭和30年2月1日生)につきましては、制度移行に伴う調整時期となるため、受給権発生月の約1か月半～3か月前に、これまで加入していた全ての実施機関から年金請求書が送付されます。(※3)

※3 複数の請求書が届いた場合は、いずれか一通の請求書を提出してください。

一元化前に受給権が発生している方(昭和29年10月1日以前生)で、まだ年金請求をしていない方につきましては、「退職共済年金」の請求書を送付しますので、共済センターまでお申し出ください。

年金一元化Q&A



Q 現在、共済年金の支給開始年齢は男女同一、厚生年金の支給開始年齢は女性が男性より5年遅れとなっていますが、一元化後はどうなりますか。

A 一元化後も、共済組合の加入期間にかかる第2号～第4号厚生年金の支給開始年齢は、**男女同一で変更ありません**。また、男女の支給開始年齢が異なる特例は、民間企業の加入期間にかかる第1号厚生年金において、一元化後も引き続き実施されます。

Q 一元化後は、第2号厚生年金被保険者の期間が44年に満たなくても、第1号厚生年金被保険者の期間と合わせて44年以上あれば、長期加入者特例が適用されますか？

A **適用されません**。共済組合の加入期間が44年以上ある方が、退職後に特別支給の退職共済年金を受給するとき、本来は65歳から支給される定額部分(老齢基礎年金相当額)及び加給年金が加算されることを「長期加入者特例」といって、一元化後もこの制度は継続しますが、被保険者区分ごとの加入期間に基づいて特例が適用されますので、第2号厚生年金被保険者期間だけ44年以上あれば特例に該当しますが、厚生年金の加入期間(第1号+第2号など)が44年以上あるというだけでは、特例に該当しません。ただし、第2号厚生年金被保険者期間(国家公務員共済組合期間)と第3号厚生年金被保険者期間(地方公務員共済組合期間)については、加入期間を合わせることが可能です。

年金一元化については、ホームページ(<http://www.yuseikyosai.or.jp/>)にも掲載していますので、併せてご覧ください。



第三者の加害による傷病で保険診療を受ける場合はご連絡ください

下記の例のような、第三者の加害による傷病で治療を受けた場合、その治療費は加害者が全額負担するべきものですが、やむを得ない事情等により組合員証や被扶養者証を使用して保険診療を受けたときは、後日、共済組合が治療費(本人負担分を除く、以下同じ)を加害者に請求します。

このため、加害者から、治療費を支払う旨の「承諾書」をお取りいただく場合があります。

また、第三者の加害による傷病で、組合員証や被扶養者証を使用して医療機関等へ保険診療による受診を希望される場合は、共済組合へ申告する義務が発生しますので、速やかにコールセンターまでご連絡ください。

※ただし、第三者の加害による傷病で、組合員証や被扶養者証を使用しなかった場合は、共済組合への申告は不要です。

第三者加害の例

- ・交通事故に遭った
- ・同乗した車が交通事故に遭いかけをした
- ・暴行を受けた
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・仕出し弁当等で食中毒になった

※第三者の加害による傷病が通勤途中・業務中に発生した場合は労働災害の対象となるため、組合員証や被扶養者証を使用する保険診療は受けられません。

《給付担当》

整骨院等で受けられた施術内容について照会状をお送りしています

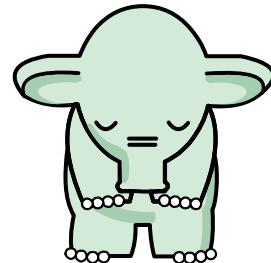
組合員又は被扶養者が整骨院等で施術を受けられた際の施術内容について、一部の組合員の方へ「照会状」をお送りしています。

「照会状」に同封いたしました回答票の内容と整骨院等から提出された「療養費支給申請書(以下「申請書」という。)」を照合し、申請内容等に疑義が生じたときは、共済組合は整骨院等へ申請書を返送いたします。

なお、本施策は「療養費の適正な給付」を目的としているため、ご協力をお願いします。

※実施については、委託先である「株式会社大正オーディット」が行っております。

《給付担当》



海外療養費の請求について

海外での急な病気やけがで現地の医療機関を受診された際の医療費の一部について、下記の必要書類の提出により療養費として給付される場合があります。

なお、給付額を算出するにあたり、日本で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額(※注)から本人負担額を差し引いた額を給付いたします。

また、日本と海外での医療制度や治療方法の相違等で日本では保険診療とならない診療等もあるため、海外にてご負担された額を給付額が大幅に下回ることもあるので、あらかじめご了承ください。

※注 実際に海外の医療機関にお支払した額が計算した額を下回る場合は、ご負担された額を基準とします。

必要書類

- ①療養費・家族療養費請求書
- ②現地で全額支払った領収証(原本)
- ③診療内容明細書(原本)
- ④診療内容明細書の日本語訳
- ⑤領収明細書(原本)
- ⑥領収明細書の日本語訳

③～⑥の発行手数料等がかかる場合は自費となります。

《給付担当》